

検討委員会の進め方（案）

1 検討の手法

- (1) 個々の団体の説明・質疑、方針の見直し議論においては、担当部局長等を含めて議論を行う。
- (2) 重点検討団体（6団体）に係る検討、県のチェック体制に係る検討、指定管理者の運用に係る検討については、本委員会で行う。

また、重点検討団体以外の37団体における改革基本方針の表記の修正については、部会方式により検討を行う。

2 検討の視点

- (1) 長野県における当該団体の位置付け及び役割を明確化
- (2) 事業費や経営状況の妥当性及び適切性をチェック
- (3) 当該団体が真に担うべき事業の明確化
- (4) 規模に見合った運営方法（隙間のある事業を新たに担う、既存の事業から撤退するなど）について検討
- (5) 適切な人的・資金的資源のあり方を検討

2 検討に必要な情報・資料

- (1) 各団体の経営に関するデータ
- (2) 各団体に関係した県の政策・施策・展開される事業の全体像
- (3) 当該団体の他の組織（国、県、市町村、民間を含む）の政策・施策実現への関係性